特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	磐田市　地方税法における個人住民税関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、地方税法における個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年6月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法（第三章第一節（市町村民税）及び第二章第一節（道府県民税））に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税（本評価書では、以後「個人住民税」という。）であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には市が課すことのできる市民税（以後「個人市民税」という。）と県が課すことのできる県民税（以後「個人県民税」という。）が存在する。 個人市民税及び個人県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。」とされていることから、個人市民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。 個人住民税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納付の処理等を行う。 個人住民税の納税証明書等の交付を行う。 また、令和8年1月から個人住民税の電子的申告が可能となるため、特定個人情報を含む課税資料の取扱いも行うこととなる。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。（地方税法第294条、第295条、第318条） ②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領。（地方税法第317条の3　等） ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ④磐田市税条例第13条に規定された業務及び機関に対する所得情報の提供及び移転。 ⑤所得証明書、課税証明書等を交付する。 ⑥納付された個人住民税の収納情報の管理を行う。 ⑦納期限までに納付されない個人住民税の滞納整理を行うための滞納情報の管理を行う。
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 課税支援システム 7. マイナポータル申請管理 8. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)課税対象者情報ファイル、(2)課税資料ファイル、(3)課税台帳情報ファイル、(4)収納情報ファイル、(5)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） ・別表24の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1，2，3，4，5，7，11，13，15，20，37，42，48，57，58，59，63，64，65，66，69，73，75，76，81，83，84，86，87，88，89，90，91，92，96，98，106，108，115，124，125，129，130，132，137，138，140，141，142，144，147，151，152，155，156，158，160，161，163，164，165，166，167，168，169，170，171，172，173の項 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税課、収納課
②所属長の役職名	市民税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　広報広聴・シティプロモーション課　市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　市民税課
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員（会計年度職員等を含む）を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
平成28年4月28日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署　②所属長	市税課長　木野　吉文	市税課長　神谷　愛三郎	事後	人事異動による
平成29年4月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日　時点	平成29年4月28日　時点		
平成29年4月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月28日　時点	平成29年4月28日　時点		
平成29年4月28日	公表日	2016/4/28	2017/4/28		
平成31年4月26日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日　時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月26日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月28日　時点	平成31年4月1日時点		
令和3年7月30日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するもの
令和5年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点		
令和5年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点		
令和6年6月4日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署	市税課、収納課 市税課長、収納課長	市民税課、収納課 市民税課長、収納課長	事後	組織変更による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出
令和8年1月16日	1②事務の概要	追加	また、令和8年1月から個人住民税の電子的申告が可能となるため、特定個人情報を含む課税資料の取扱いも行うこととなる。	事後	個人住民税申告の電子化に伴う追加
令和8年1月16日	1③システムの名称	追加	7．マイナポータル申請管理 8．申請管理システム	事後	個人住民税申告の電子化に伴う追加